

公の施設【基本情報】

施設名	新潟市北区郷土博物館
所管部・課	北区地域総務課
所在地	新潟市北区嘉山3452番地
根拠法令	博物館法
設置条例	新潟市北区郷土博物館条例
施設概要	敷地面積 2,683平方メートル 建築面積 1,123平方メートル 建物構造 鉄筋コンクリート平屋(一部高床式)建 主な施設内容 常設展示室(347平方メートル)、展示ホール(154平方メートル)、 特別展示室兼集会室(95平方メートル)、収蔵室(230平方メートル)、 図書室兼研究室(71平方メートル)、事務室(27平方メートル) 他

施設 の 設置 目的
市民の教育、芸術及び文化の向上を図るため、博物館法第2条第1項に規定する博物館として、新潟市北区郷土博物館を新潟市北区嘉山3452番地に設置する。
管理・運営に関する基本理念、方針等
<p>新潟市北区郷土博物館基本構想</p> <p>(趣旨)</p> <p>縄文時代からこの地方で生活してきた先人たちは、厳しい自然に適応し、利用し、闘うなかで文化や産業を形成してきた。わたしたちはこれらの重要な文化遺産を収集し、保存展示することによって郷土の歩みを見つめ、より豊かな生活の創造をめざし、未来に向かって郷土を考える市民のための博物館とする。</p> <p>(テーマと機能的役割)</p> <p>(1)「北区の歴史と文化」を活動テーマとし、郷土色豊かな博物館とする。</p> <p>(2)北区は新潟砂丘列が発達し、越後平野の典型的な構造を示している。そのため、常設展示は、収蔵資料や指定文化財等を有効に活用し、子どもたちをはじめ、市民が地域の大地や歴史文化、伝統を、理解・共有し、北区の魅力を見ることができるものとする。</p> <p>(3)市民の生涯学習の一大拠点とし、多様な文化的欲求や関心に応え、教養の場、憩いの場を提供する。</p> <p>(4)郷土の理解、認識を踏まえ、新たな時代に向けて展望をきりひろくためのイマジネーションをかきたてる空間とする。</p> <p>(5)学校教育、各分野の研究者、県内外の来訪者に対する情報提供を行う。</p> <p>(常設展示) → 展示室 「阿賀北の大地と人々の暮らし」をテーマとして、「阿賀北のおいたち」、「大昔の暮らし」、「くずし字が伝える北区」、「北区の明治維新」、「越後随一の陶磁器 太丘焼」、「新潟県三大小作争議 木崎村小作争議」、「水とのたたかい」、「水のめぐみ」、「北区のすがた」、「郷土の芸術家 書家 弦巻松蔭の世界」、「映像コーナー」の11のコーナーで構成。</p> <p>(企画展示) → 特別展示室兼集会室、展示ホール 常設展ではいづくせなかつた部分や、さらに深く取り組む必要のあるテーマについては、学芸活動の蓄積を基にして特別展示を行い、考古、歴史、民俗、美術、書など、各分野の研究と資料の公開に努める。また、市民各層の自発的研究や学習成果の発表の場、小音楽会、市民ギャラリーとしても活用する。</p> <p>(教育普及) → 特別展示室兼集会室、展示ホール 講演会、体験学習、講座、見学など幅広い年齢層を対象に事業を行い、郷土の姿を総合的に学習する機会を提供する。また、展示についての質問や収蔵資料の研究、郷土史関連図書の閲覧など学習の相談に応じるとともに情報提供を行う。さらに、博物館の良きパートナーとなる各サークル活動を積極的に支援し、次世代と郷土のために相互協力して事業を行う。</p> <p>(収集・保存) → 収蔵庫(本館)、郷土資料収蔵庫 考古、歴史、民俗、美術、書など郷土の貴重な資料を収集・保存する。</p> <p>(調査・研究) → 図書室兼研究室、収蔵庫、郷土資料収蔵庫 博物館の基盤となる活動で、収集資料の調査研究を分野ごとに計画的に継続し、その成果を展示や出版、教育普及事業などを通してを公開する。このことにより調査研究の進展と資料の充実を図る。</p>